

全国の東横インの施設改造状況等の調査結果(2月6日)

38都道府県からの回答による

※平成18年2月3日時点で把握しているもの。

	物件数
調査対象 ^{※1※2}	122
(うち改正ハートビル法の適用対象 ^{※3})	(31)
(うち駐車場附置義務対象)	(95)
完了検査後に改造が確認されたもの ^{※4}	77
法令違反が確認されたもの	60
(うちハートビル法の違反が確認されたもの)	(18)
誘導ブロック(令第7条～第9条、令14条)の設置に係る違反	(12)
車いす使用者用駐車施設の設置(令12条)に係る違反	(11)
車いす使用者用便房の設置(令第10条)に係る違反	(2)
出入口の幅、廊下の段差(令第13条)にかかる違反	(2)
(うち建築基準法の違反が確認されたもの)	(37)
容積率(法52条)違反	(27)
建築確認の手続き(法第6条)違反	(8)
定期報告義務(法第12条)違反	(3)
建築基準法に基づく条例(法第40条)違反	(3)
敷地内の通路幅員の不足(令第128条)	(3)
階段の手すりの未設置(令第25条)	(1)
防火設備による区画の撤去(令第112条)	(1)
排煙設備の撤去(令第126条の3)	(1)
非常用照明設備(令第126条の4)	(1)
(うち駐車場法に基づく条例の違反が確認されたもの)	(24)
車いす使用者用駐車施設に関する違反	(7)

※1 調査対象は、平成18年1月27日の段階で完了検査済証が交付されていた物件であるが、同31日に完了検査を行った神戸三宮Ⅱを含んでいる。

※2 うち5物件については、改造や違反の有無等の事実関係について精査中であり、今後修正があり得る。

※3 利用円滑化基準への適合が義務付けられるホテルは、平成15年4月1日以降に着工した2,000㎡(又は条例で定める規模)以上のものに限られる。

※4 改造が確認されたものであり、適法な修繕・模様替も含まれている。